

令和３年度主な施策等一覧（子ども青少年局）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
新 規	保育所等利用の電子申請	21,000	1
	ナゴヤわくわくプレゼント事業	978,763	2
	子ども会活動の振興に向けた支援	16,000	3
	放課後施策における今後の方向性の検討	28,807	4
	養育費に関する公正証書作成費等補助	3,985	5
	公立保育所の社会福祉法人への移管	200,960	6
	保育所等利用待機児童対策	2,946,466	7
	北部地域療育センターの民間移管準備	318	11
	新型コロナウイルス感染症対策	910,114	12
	子どもの参画促進プロジェクト	12,600	14
	多胎妊婦健康診査助成事業	8,563	16
	不育症検査費用助成事業	18,000	17
拡 充	高校生世代への学習・相談支援事業	58,810	18
	子育て応援拠点の設置	233,089	19
	エリア支援保育所事業	22,682	20
	保育案内人の配置	151,840	21
	児童相談所の体制強化	164,584	22

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
拡 充	児童虐待対応支援員の配置	162,087	23
	なごや妊娠ＳＯＳ	7,784	24
	トワイライトルーム等の実施	3,132,047	25
	留守家庭児童健全育成事業の推進	2,439,592	26
	子ども医療費の助成	11,187,633	27
	ひとり親家庭応援専門員の配置	92,062	28
	児童養護施設等における保護者支援機能の強化	17,493	29
	早期子ども発達支援施策の推進	98,542	30
	医療的ケア児支援に係る連携の促進	10,414	31
	延長保育事業	1,043,028	32
	産休・育休あけ保育所等入所予約事業	123,365	33
	里親等委託の推進	65,201	34
	公立保育所の統合	141,300	36
	不妊治療費助成事業	1,419,988	37
	配偶者からの暴力（ＤＶ）被害者等の支援	155,033	38

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 保育所等利用の電子申請	草案頁	23頁
予 定 額	21,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 保育所等利用申込みにおける市民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、電子申請の導入を行うとともに、外部委託による業務調査を実施する。 2 内 容 (1) 電子申請の導入 令和3年10月から受付を開始する令和4年4月向け保育所等利用申込みにおいて、現行の手書きの申請書の提出以外にもスマートフォン等による電子申請の導入を行う。 (2) 業務調査 保育所等の利用調整に関する一連の業務について、精査・分析を行い、業務改善の方策を検討する調査を実施。   		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) ナゴヤわくわくプレゼント事業	草案頁	24頁
予 定 額	978,763千円		
事業の概要	1 趣 旨 名古屋市で子育てをする家庭に対し、子育てに必要なプレゼントを届けることで、子育て家庭が子どもの誕生を喜び、笑顔や希望を持って子育てをスタートできるような事業を実施する。 2 事業内容 (1) 対象者 市内に住所がある令和3年4月1日以降に出生した子どもがいる家庭 (2) プレゼントの内容 ベビー用品等育児に必要なグッズや親子で遊べる場所の利用券等を盛り込んだ本市オリジナルのギフトの中から保護者が希望する物やサービスを選択 当該ギフトには、「名古屋市も一緒になって子育て家庭を応援します」という、本市からのオリジナルメッセージや子育て総合相談窓口の案内など子育て家庭に必要な情報の添付を予定 (3) 一人当たりのプレゼントの額 5万円相当 (4) 事業開始予定 令和3年8月 (5) その他 ・乳児健康診査未受診者の家庭等状況を確認し、児童虐待の未然防止につなげる。 ・名古屋市の特産品、施設利用などにより名古屋への愛着を持ってもらえる。 		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601 (内線2601)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 子ども会活動の振興に向けた支援	草案頁	24頁
予 定 額	16,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 子ども会の振興に向けて、子ども会活動の幅を広げるための支援や魅力の発信のほか、子ども会運営が円滑に行えるよう新たな支援を実施する。 2 内 容 (1) 子ども会活動アシストバンクの設置 子ども会活動において行事の企画や運営協力などをする個人や団体を登録し、希望する子ども会に紹介して活動の幅が広がるよう支援する。(1区で試行的に実施) (2) 身近で魅力ある子ども会活動の発信 子どもや保護者に向けた子ども会活動を紹介するアニメーション等の動画と啓発資材を作成し、映画館での広報、SNSでの配信等を行う。 (3) 円滑な子ども会運営のための支援 オンラインでの行事や会議、情報伝達など、ICT活用の事例を子ども会に提案するとともに、導入を希望する子ども会への講習や相談対応を行う。  		
担 当 課	子ども未来企画部青少年家庭課 電話972-3256 (内線3256)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 放課後施策における今後の方向性の検討	草案頁	24頁
予 定 額	28,807千円		
事業の概要	1 趣 旨 本市の放課後施策のニーズを把握するためのアンケート調査を市立小学校に在籍する全児童の保護者に対して行い、その結果を基に、本市の放課後施策に関する今後の方向性を検討するもの。 2 内 容 (1) アンケート調査の実施 ア 対象者 市立小学校に在籍する全児童（約11万人）の保護者 イ 主な調査項目 ・保護者の就労形態 ・現在利用している放課後事業の利用状況 ・保護者が今後利用を希望する放課後事業 ウ 実施予定時期 令和3年5月 (2) 放課後施策に関する今後の方向性の検討 調査結果を基に、有識者による検討会等により、本市の放課後施策に関する今後の方向性の検討を進める。   		
担 当 課	子ども未来企画部放課後事業推進室 電話972-3091（内線3091）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 養育費に関する公正証書作成費等 補助	草案頁	24頁
予 定 額	3, 9 8 5 千円		
事業の概要	1 趣 旨 養育費が不払いになった際に強制執行を可能とするための債務名義取得を目的として、公正証書作成や家庭裁判所の調停または裁判にかかる費用を補助する。 2 内 容 (1) 補助対象 ・ 公証人手数料 ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用 ・ 収入印紙代 (2) 補助金額 上限 5 万円 (3) 対象者 養育費の取り決めにかかる経費を負担し、かつ、債務名義を有している方で、児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方 (4) 実施予定時期 令和3年4月1日以降に作成された債務名義を対象として、令和3年7月から申請受付開始   		
担 当 課	子ども未来企画部子ども未来企画室 電話972-3025 (内線3025)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 公立保育所の社会福祉法人への移管	草案頁	26頁
予 定 額	200,960千円		
事業の概要	1 趣 旨 公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78 か所まで集約化し、機能強化を図ることとしており、引継ぎ共同保育等を実施し、円滑な移管を行う。		
	2 内 容		
	(1) 令和4年度移管関係分 125,770千円		
	区名	保育所名	実施内容
	千種	汁 谷 保 育 園	引継ぎ共同保育 補修工事 測量・不動産鑑定 等
	中村	新 富 町 保 育 園	
	名東	高 針 北 保 育 園	
	(2) 令和5年度移管関係分 1,625千円		
	区名	保育所名	実施内容
	南	芝 保 育 園	移管先法人の選定懇談会経費 等
守山	山 下 保 育 園		
緑	太 子 保 育 園		
(3) 令和6年度移管関係分 3,000千円			
区名	保育所名	実施内容	
中川	富田第三保育園	移転改築用地の既存建物解体設計	
(4) その他 70,565千円 ほうしょう保育園（南区：令和2年度移管〈園舎貸与〉）の大規模修繕補助等			
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3093（内線3093）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 保育所等利用待機児童対策	草案頁	25頁 26頁	
予 定 額	2, 9 4 6, 4 6 6 千円			
事業の概要	1 趣 旨 本市では、これまで待機児童対策に積極的に取り組んできた結果、7年連続で国の調査要領に基づく待機児童ゼロを達成した。 しかしながら、令和2年4月において、特定の園のみを希望する等の理由により保育所等を利用できていない児童が 882 人と高水準にあり、また今後も利用希望の増加が見込まれるため、令和4年4月の待機児童ゼロを目指し、引き続き対策を行う。			
	2 内 容			
	区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数
		千円	か所	人
	民間保育所等の整備(新設)	980, 918	6	390(156)
	民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	1, 204, 234	5	103(59)
	うち令和4年4月向け対策分	1, 027, 523	4	93(49)
	幼稚園から認定こども園への移行	58, 800	1	25(10)
	賃貸方式による民間保育所等(本園)の設置	630, 122	13	780(390)
	賃貸方式による民間保育所等(分園)の設置	18, 000	1	20(20)
	小規模保育事業所の設置	54, 392	2	38(38)
	計	2, 946, 466	28	1, 356(673)
	うち令和4年4月向け対策分	2, 769, 755	27	1, 346(663)
	注1：金額については、待機児童対策としての新たな整備費等を計上 注2：利用枠拡大数の()は、3歳未満児 (再掲) 注3：「民間保育所等の整備(新設)」の6か所中1か所は、事業主体の自主財源による整備。 注4：「民間保育所等の定員増を伴う老朽改築」の5か所中1か所は、2か年整備のため令和5年4月に向けた待機児童対策となる。 注5：「小規模保育事業所の設置」は、幼稚園接続型とする予定。			
	  			
担 当 課	保育部保育企画室 電話9 7 2－3 1 8 2 (内線 3182)			

民間保育所等の整備

〔新設 6 か所（うち 1 か所は事業主体の自主財源による整備）〕

整備予定地	西区名駅二丁目	中村区名駅南三丁目
施設種別	保育所	保育所
事業主体	学校法人 三幸学園 (自主財源による整備)	社会福祉法人 白帆会
定員 (3歳未満児再掲)	60 人 (24 人)	90 人 (36 人)
開所予定	令和 4 年 4 月	

整備予定地	昭和区鶴舞三丁目	中川区葉池町
施設種別	保育所	認定こども園
事業主体	社会福祉法人 ちとせ交友会	社会福祉法人 七宝福祉会
定員 (3歳未満児再掲)	60 人 (24 人)	60 人 (27 人)
開所予定	令和 4 年 4 月	

整備予定地	中川区富田町	緑区鳴海町
施設種別	認定こども園	保育所
事業主体	社会福祉法人 福寿会	社会福祉法人 つぼみ会
定員 (3歳未満児再掲)	60 人 (21 人)	60 人 (24 人)
開所予定	令和 4 年 4 月	

民間保育所等の定員増を伴う老朽改築

〔改築５か所〕

現 施 設 名	明治保育園	うめもりざか保育園
整 備 予 定 地	南区豊一丁目	名東区梅森坂四丁目
施 設 種 別	保育所	保育所
事 業 主 体	社会福祉法人 サンフラワー	社会福祉法人 フジ福祉会
定 員 (３歳未満児再掲)	90 人 → 120 人 (30 人) → (47 人)	110 人 → 120 人 (40 人) → (49 人)
改 築 予 定	令和４年４月	

現 施 設 名	黎明保育園	陽だまりこども園
整 備 予 定 地	瑞穂区河岸町	名東区高針二丁目
施 設 種 別	認定こども園	認定こども園
事 業 主 体	社会福祉法人 しののめ会	社会福祉法人 陽だまりの家
定 員 (３歳未満児再掲)	216 人 → 226 人※ ¹ (60 人) → (70 人)	290 人 → 333 人※ ² (80 人) → (93 人)
改 築 予 定	令和４年４月	

※¹ 改築前・後の定員は１号定員 36 人を含み、保育の利用枠拡大数は 10 人（10 人）。※² 改築前・後の定員は１号定員 30 人を含み、保育の利用枠拡大数は 43 人（13 人）。

現 施 設 名	いずみこども園
整 備 予 定 地	港区善進町
施 設 種 別	認定こども園
事 業 主 体	社会福祉法人 いずみ会
定 員 (３歳未満児再掲)	305 人 → 315 人※ ³ (116 人) → (126 人)
改 築 予 定	令和５年４月

※³ 改築前・後の定員は１号定員 15 人を含み、保育の利用枠拡大数は 10 人（10 人）。

幼稚園から認定こども園への移行

〔改築1か所〕

現 施 設 名	高針幼稚園
整 備 予 定 地	名東区高針台三丁目
施 設 種 別	認定こども園
事 業 主 体	学校法人 チルド学園
定 員 (3歳未満児再掲)	210人 → 190人※4 (0人) → (10人)
改 築 予 定	令和4年4月

※4 移行後の定員は1号定員165人を含み、保育の利用枠拡大数は25人(10人)。

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 北部地域療育センターの民間移管 準備	草案頁	26頁
予 定 額	3 1 8 千円		
事業の概要	1 趣 旨 北部地域療育センターについて、社会福祉法人への移管を実施するために必要な準備を行う。 2 内 容 移管先法人の選定懇談会を開催 3 今後のスケジュール 令和3年度 運営法人の選定 令和4年度 運営引継 令和5年度 民間移管 (参 考) 北部地域療育センターの概要 所 在 地：西区新福寺 種 別：福祉型児童発達支援センター及び診療所 定員（通園）：40 人   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 6 2 6 （内線2626）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 新型コロナウイルス感染症対策	草案頁	26頁 27頁 30頁
予 定 額	910,114千円		
事業の概要	1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症への対応として、児童福祉施設等における感染拡大防止策や妊産婦への支援事業等を実施する。 2 内 容 (1) 児童福祉施設等利用料の軽減 ア 概 要 本市からの施設の利用自粛要請に応じた方などへ、利用者負担を軽減するための補助等 イ 予定額 6,410千円 (2) 児童福祉施設等の衛生用品購入等 ア 概 要 保育所、留守家庭児童育成会、トワイライトスクール・トワイライトルーム等へのマスクや消毒液等の購入等 イ 予定額 655,900千円 (3) 産前・産後ヘルプ事業利用料の軽減 ア 概 要 里帰り出産が困難となった妊産婦に対して、育児支援サービスである産前・産後ヘルプ事業の利用料を軽減 イ 予定額 13,332千円		

	(4) 児童養護施設等への看護師派遣 ア 概 要 入所児童が新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者となった場合等に対応する看護師を施設に派遣 イ 予定額 13,992千円 (5) 感染防止に配慮した障害児通所支援提供体制の確保等 ア 概 要 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等に対する補助 イ 予定額 11,300千円 (6) 留守家庭児童健全育成事業における専用室の仕様改善 ア 概 要 留守家庭児童専用室において、新型コロナウイルス感染症予防の観点から手洗い場を標準仕様として追加 イ 予定額 5,434千円 (7) 妊婦への分べん前PCR検査等 ア 概 要 不安を抱える妊婦への分べん前のPCR等検査、新型コロナウイルスへの感染が確認された妊産婦へ訪問等の支援を実施 イ 予定額 203,746千円   
担 当 課	【2(1)、2(2)に関すること】 企画経理課 電話972-3023(内線3023) 【2(3)、2(7)に関すること】 子育て支援部子育て支援課 電話972-2601(内線2601) 【2(4)、2(5)に関すること】 子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516(内線2516) 【2(6)に関すること】 子ども未来企画部放課後事業推進室 電話972-3084(内線3084)

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 子どもの参画促進プロジェクト	草案頁	27頁
予 定 額	12,600千円		
事業の概要	1 趣 旨 子どもの権利を守る文化及び社会を醸成し、子どもにとって大切な権利の保障を推進していくために、子どもの権利に対する理解、子ども自身の気持ちや考えの表明・発信、子ども・若者の積極的な社会参画の促進について取り組む。 2 内 容 (1) 子どもの参画を促進するための戦略的指針の策定 幼少期から青年に至るまでの発達段階に応じた子どもの社会参画を進めるために、子どもの社会参画の考え方、進め方、推進体制等について、外部の有識者や子どもの意見等を踏まえ、戦略的な指針を策定する。 (2) 子どもの主体的な参画を促す取り組みの実施 子どもの参画に対する社会全体の理解を促すため、具体的な実践として以下の事業を実施する。 ア 子どものまち事業 (ア) 概 要 子どもたちが、遊びを通じてまちづくり学習をすることにより、社会参画の体験をする。また、各館で中心となって参加する子どもが集まり、取り組み状況を共有する機会を設ける。 (イ) 対 象 小中学生 (ウ) 実施場所 市内16児童館		

	イ 学校内サロン推進事業 (ア) 概 要 高校生と様々な大人が関わりながら安心して自己開示や意見表明を行うことができる居場所（サロン）を開設する。 (イ) 対 象 高校生 (ウ) 実施場所 高校 2 校 ウ 高校生社会参画アクションモデル事業 (ア) 概 要 高校生が地域をよくするために、地域の課題を調査し、解決策として行動計画を策定し、市へ提案する。 (イ) 対 象 高校生 (ウ) 実施場所 高校 2 校 エ 新たな成人の日記念行事モデル事業 (ア) 概 要 成人の日記念行事に新成人が主体的に関わることができるよう、先行事例の調査を行うとともに、若者の意見を促す取り組みや関心を高めるための情報発信などを行う。 (イ) 対 象 新成人 (ウ) 実施場所 1 か所    
担 当 課	【子どもの参画を促進するための戦略的指針の策定に関すること】 企画経理課 電話972-3080（内線3080） 【子どもの主体的な参画を促す取り組みに関すること】 子ども未来企画部青少年家庭課 電話972-3256（内線3256）

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 多胎妊婦健診助成事業	草案頁	30頁
予 定 額	8, 5 6 3 千円		
事業の概要	1 趣 旨 多胎の妊娠は妊娠中及び出産後の心身両面においてハイリスクで妊婦の不安も大きいことから、多胎妊婦に対して健康診査費用を通常妊娠の健診費用助成14回に加え新たに基本健診料を5回分助成する。 2 内 容 (1) 対象者 市内に住所を有する多胎妊婦で令和3年4月1日以降の受診者 (2) 実施方法 多胎妊婦が委託医療機関（産科医療機関・助産所等）に受診票を提出し健康診査を受診する。 委託医療機関は受診票により健康診査費用を本市に請求する。 (3) 委託単価 4, 9 5 0 円／回		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 （内線2601）		



令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 不育症検査費用助成事業	草案頁	30頁
予 定 額	18,000千円		
事業の概要	1 趣 旨 流産等を繰り返す不育症について、国の方針に基づき不育症検査費用の助成事業を創設することにより、不育症に悩み治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。 2 内 容 (1) 助成内容 保険適用されている検査を受けている方が、先進医療として実施する保険適用外の検査を受けた場合の費用 (2) 助成金額 上限5万円 (3) 対象者 戸籍上の夫婦及び事実婚の夫婦で令和3年4月1日以降に検査を受けた方		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601 (内線2601)		



令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局
健康福祉局

事 項	(拡充) 高校生世代への学習・相談支援事業	草案頁	23頁 29頁				
予 定 額	74,692千円 <table><tr><td>子ども青少年局</td><td>58,810千円</td></tr><tr><td>健康福祉局</td><td>15,882千円</td></tr></table>			子ども青少年局	58,810千円	健康福祉局	15,882千円
子ども青少年局	58,810千円						
健康福祉局	15,882千円						
事業の概要	1 趣 旨 ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯を対象とした「中学生の学習支援事業」を利用したことがある高校生世代の児童等を対象に実施している学習・相談支援事業において、個々の学力や目的に応じた学習面の支援の強化を図る。 2 内 容 (1) 現状 自主学習の場の提供による高校生活への定着支援や児童交流の取り組み等を行う。 (2) 拡充内容 希望する児童に対してタブレット端末を貸与し、民間のオンライン学習支援サービスを提供する。 3 実施予定時期 令和3年8月   						
担 当 課	(子ども青少年局) 子ども未来企画部子ども未来企画室 電話 9 7 2 - 3 0 2 5 (内線3025) (健康福祉局) 生活福祉部保護課 電話 9 7 2 - 2 5 9 8 (内線2598)						

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子育て応援拠点の設置	草案頁	23頁				
予 定 額	233,089千円						
事業の概要	1 趣 旨 子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点の実施か所数を増やすことで、更なる子育ての負担感や不安感の軽減、児童虐待の未然防止につなげる。 2 事業内容 (1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 実施事業 ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 イ 一時預かり（リフレッシュ） ウ 子育て等に関する相談支援の実施 エ 子育て及び子育て支援に関する情報の収集、発信 オ 親支援プログラムの提供、講習会の実施 カ 子育てを支援する団体や機関との協力、連携の強化 3 拡充内容 (1) 実施か所数 <table><tr><td>令和3年度</td><td>前年度比較</td></tr><tr><td>12か所</td><td>4か所増</td></tr></table> (2) 実施方法 公募により事業委託先を選定 (3) 公募対象地域 千種区、北区、瑞穂区、熱田区、中川区、守山区、緑区、名東区 (4) 実施予定時期 令和3年10月 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 すべての人に 健康と福祉を 16 平和と公正を すべての人に			令和3年度	前年度比較	12か所	4か所増
令和3年度	前年度比較						
12か所	4か所増						
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601（内線2601）						

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) エリア支援保育所事業	草案頁	23頁									
予 定 額	22,682千円											
事業の概要	1 趣 旨 地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、各エリアにおいて研修等の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート等を行うエリア支援保育所事業の実施か所数を拡大する。											
	2 内 容 (1) 事業内容 ア 保育の質の向上 ・保育の質の向上を目的とした研修等の企画・調整 ・訪問支援や個別支援等、公立・民間保育所等におけるセーフティネット機能確保のための働きかけ イ 地域の子育て家庭への支援 ・個別相談支援や地域の子育てサロン等への職員派遣などの支援 ・区役所や保健センター等の関係機関とのネットワークの構築											
	(2) 実施か所数											
	<table><tr><td>区 分</td><td>令和3年度 実施か所数</td><td>増 減</td></tr><tr><td>サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)</td><td>19 か所</td><td>3 か所増 (上飯田南 (北区) 大森 (守山区) 島田第一 (天白区))</td></tr><tr><td>一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)</td><td>23 か所</td><td>4 か所増 (東山 (千種区) 藤の宮 (西区) 十番 (中川区) 豊成 (中川区))</td></tr></table>			区 分	令和3年度 実施か所数	増 減	サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	19 か所	3 か所増 (上飯田南 (北区) 大森 (守山区) 島田第一 (天白区))	一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	23 か所	4 か所増 (東山 (千種区) 藤の宮 (西区) 十番 (中川区) 豊成 (中川区))
	区 分	令和3年度 実施か所数	増 減									
サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	19 か所	3 か所増 (上飯田南 (北区) 大森 (守山区) 島田第一 (天白区))										
一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	23 か所	4 か所増 (東山 (千種区) 藤の宮 (西区) 十番 (中川区) 豊成 (中川区))										
※各地域において、サポート園と一般園が2～4園でユニットを組み、協力してエリア内で事業を実施												
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3095 (内線3095)											

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 保育案内人(ほいくあんないびと)の配置	草案頁	23頁
予 定 額	151,840千円		
事業の概要	1 趣 旨 区役所・支所において、保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う非常勤職員として配置している保育案内人（ほいくあんないびと）を増員する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 2人（守山区志段味支所・緑区徳重支所） ※令和2年度：38人→令和3年度：40人 (2) 主な業務内容 ア 区役所窓口等における保育サービスに関する相談や案内 イ 保育利用申込書の記載方法等の案内 ウ 保育所等未利用児童及び保護者の状況把握（アフターフォロー）や相談記録の作成 エ 多様な保育サービス等に関する情報収集や情報提供 オ 地域の子育てサロン等への出張相談   		
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線 2523）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童相談所の体制強化	草案頁	24頁
予 定 額	164,584千円		
事業の概要	1 趣 旨 児童虐待通告等に迅速かつ的確に対応し、虐待通告受理後原則48時間以内の子どもの安全確認を実施するため、児童相談所に児童相談協力員及び児童虐待対応員を増員し、相談受付対応の強化を図る。 2 内 容 (1) 相談受付対応の強化(拡充) ア 内 容 相談受付を行う児童相談協力員及び緊急介入・初期対応を行う児童虐待対応員を増員することにより、虐待通告受付から子どもの安全確認までを速やかに実施 イ 職員数 児童相談協力員 9→12名(3名増) 児童虐待対応員 17→21名(4名増) (2) 休日夜間体制の強化(継続) ア 内 容 休日及び夜間時間帯において、宿日直当番の児童相談所に正規職員1名、休日夜間対応員を1名配置し、電話受付体制を強化するとともに、緊急に安全確認が必要な場合に現場に臨場できる体制を確保 イ 職員数 休日夜間対応員 5名 (交代勤務により宿日直当番の児童相談所に1名配置)		
担 当 課	児童福祉センター中央児童相談所 電話757-6111(代)  		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童虐待対応支援員の配置	草案頁	24頁
予 定 額	1 6 2 , 0 8 7 千円		
事業の概要	1 趣 旨 増加し続ける児童虐待相談に対して、地域に身近な窓口である区役所・支所が、児童相談所との適切な役割分担のもとで、より迅速かつ的確な対応を図る体制を確保するため、児童虐待対応支援員を増員する。 2 内 容 (1) 増員数 児童虐待対応支援員を6名増員(※)し、39名配置する。 ※千種区・南区・名東区・山田支所・富田支所・徳重支所へ増員予定 (2) 主な業務内容 ア 社会福祉事務所への児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握(児童の安全確認を含む) イ 児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務 ウ 社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導 エ 児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務  		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 3 9 7 8 (内線3978)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) なごや妊娠SOS	草案頁	24頁
予 定 額	7, 784千円		
事業の概要	1 趣 旨 思いがけない妊娠等についての相談窓口として実施している「なごや妊娠SOS」では、電話やメールにより相談に応じている。 若年層を中心として誰もが気軽に相談できるよう、SNSを相談ツールとして取り入れる。 2 事業内容 (1) 相談対象者 妊婦やその家族等で思いがけない妊娠で悩んでいる、または不安に思っている方 (2) 相談日時等 月・水・金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前10時～午後1時 (3) 相談員 助産師2名 (4) 委託先 一般社団法人 名古屋市医師会 3 拡充内容 (1) 相談方法の追加 電話、電子メールによる相談にSNSによる相談を追加 (2) 実施予定時期 令和3年10月   		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601（内線2601）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) トワイライトルーム等の実施	草案頁	24頁
予 定 額	3, 1 3 2, 0 4 7 千円		
事業の概要	1 趣 旨 非常時等においても安定的にトワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」という。）の運営を継続できるようにするため、スタッフ体制を拡充するとともに、トワイライトルームの実施校数を拡充するもの。 2 内 容 (1) スタッフの拡充 参加人数の多いトワイライトのスタッフ体制を拡充する。 ア トワイライトスクール 運営指導者の補助員 1 名を追加配置 (210校中10校) イ トワイライトルーム 非常勤の子ども指導員を常勤化 (52校中 8 校) (2) トワイライトルーム実施校数の増 実施校数 50校 → 52校 (2 校増) トワイライトスクールからの移行   		
担 当 課	子ども未来企画部放課後事業推進室 電話 9 7 2 - 3 0 9 1 (内線3091)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 留守家庭児童健全育成事業の推進	草案頁	24頁
予 定 額	2, 4 3 9, 5 9 2 千円		
事業の概要	1 趣 旨 放課後事業の一層の推進を図るため、留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対する助成等を拡充する。 2 内 容 (1) 環境改善事業助成の実施（継続） ア 対 象 エアコン等の設備の整備及び備品の購入を行う育成会 イ 助成限度額 1 か所あたり1,000千円（実施か所数：58か所） (2) 家賃補助の増額（拡充） ア 対 象 面積基準を満たしている育成会 イ 助成限度額 年額600千円 → 年額2,996千円 ウ 助 成 割 合 3分の2 → 10分の10 (3) 移転関連費用助成の実施（拡充） ア 対 象 受入れ児童数を増やすために、より広い実施場所に移転を行う育成会 イ 助成限度額 1 か所あたり2,500千円 (4) 留守家庭児童専用室の標準仕様の改善（新規） 本市が育成会に対して新たに無償貸与を行う留守家庭児童専用室について、内装の木質化等を実施  		
担 当 課	子ども未来企画部放課後事業推進室 電話 9 7 2 - 3 0 8 4 （内線3084）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子ども医療費の助成	草案頁	24頁
予 定 額	11,187,633千円		
事業の概要	1 趣 旨 子ども医療費助成の対象者をさらに拡充することにより、子どもの健康を守るとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。 2 内 容 (1) 対象者の拡充 通院分について、18歳に達する日以後の最初の年度末まで拡充 〔 令和2年度 入院：18歳に達する日以後の最初の年度末 通院：中学校3年生まで 〕 (2) 実施予定時期 令和4年1月 3 事業内容 (1) 対象者 市内に住所があり、医療保険に加入している18歳に達する日以後の最初の年度末までの子ども（生活保護受給者を除く） (2) 助成範囲 医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分 (3) 所得制限・一部負担金 なし  		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601（内線2601）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) ひとり親家庭応援専門員の配置	草案頁	24頁
予 定 額	92,062千円		
事業の概要	1 趣 旨 母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行い、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、ひとり親家庭応援専門員の配置を拡充する。 2 内 容 (1) 新たに配置する人数 3人 (山田支所・南陽支所・志段味支所) ※既配置 16区3支所(各区・支所1人) (2) 主な業務内容 ア 児童扶養手当現況届提出時において配付する「お困りごと相談票」に基づく相談 イ 家庭訪問等による相談支援及び情報提供 ウ 求職情報の提供や企業等への同行支援による就業支援 エ ひとり親が不安とする子どもの教育等について、関係機関との連携を図り地域において支援   		
担 当 課	子ども未来企画部 子ども未来企画室 電話972-3025(内線3025)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童養護施設等における保護者 支援機能の強化	草案頁	25頁
予 定 額	17,493千円		
事業の概要	1 趣 旨 児童相談所との密接な連携のもと、入所する子どもや保護者に対する相談援助等の支援を強化するため、民間児童養護施設等に家庭支援専門相談員の2人目を配置するもの。 2 内 容 (1) 実施施設 民間児童養護施設等3か所に2人目を配置 (2) 主な業務内容 ア 親子関係の再構築等に向けた支援 イ 入所する子どもの早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助 ウ 退所後の子どもや保護者に対する継続的な相談援助 エ 児童相談所等関係機関との連絡・調整   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 早期子ども発達支援施策の推進	草案頁	25頁
予 定 額	98,542千円		
事業の概要	1 趣 旨 近年の発達障害の認知の高まりや育児環境の変化などを受けて、早期子ども発達支援のニーズが増加しているため、地域療育センター体制の拡充等を行い、早期子ども発達支援を必要とする子どもと保護者に適切な支援を実施する体制を整える。 2 内 容 (1) 初診前サポート事業の実施か所数の増 速やかに保護者の相談支援及び子どもの発達支援を行い、保護者の不安軽減及び子どもの早期発達支援を図る。 ア 実施か所数 民間地域療育センター1か所→2か所 イ 実施体制 1か所あたり職員4名（心理職員、ケースワーカー、保健師・看護師、児童指導員・保育士） ウ 拡充予定時期 令和3年7月 (2) 早期発達支援担当職員向け研修モデル実施 研修の体系化を目指し、子ども発達支援に関わる機関職員向けの基礎研修をモデル的に実施 ア 対象者 早期子ども発達支援担当職員（療育施設、保育所、保健センター等の職員） イ 実施方法 講義と実地の研修を組み合わせて実施 ウ 実施予定時期 令和3年8月   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516（内線2516）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 医療的ケア児支援に係る連携の促進	草案頁	25頁
予 定 額	10,414千円		
事業の概要	1 趣 旨 医療的ケア児及びその保護者に対する各種サービスの紹介や相談対応等を実施する医療的ケア児支援コーディネーターが助言を受けることができる体制を構築することにより、医療的ケア児が安心して地域生活を送ることができる環境を整備する。 2 内 容 (1) スーパーバイザーのモデル配置 医療的ケア児支援コーディネーターへの助言を行う相談支援専門員をモデル事業として1名配置する。 ア 実施方法 スーパーバイザーの要件（コーディネーター養成研修の修了、医療的ケア児支援の実績等）を満たす相談支援専門員が所属する法人を対象に公募を実施 イ 配置予定時期 令和3年7月 (2) 現任研修 医療的ケア児支援コーディネーター業務のフォローアップを目的として実施する。 ア 対象者 医療的ケア児支援コーディネーター養成研修修了者 イ 実施予定時期 令和3年10月		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516（内線2516）		



令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 延長保育事業	草案頁	25頁																																			
予 定 額	1, 0 4 3, 0 2 8 千円																																					
事業の概要	1 趣 旨 保育所等において利用時間帯を超えて延長して保育を行う延長保育について実施か所数を拡大することにより、保護者の就労時間の多様化に対応する。 また、夜間保育所1か所において、引き続きモデル的に翌午前2時まで保育時間を延長する。 2 実施か所数 通常の開所時間からの延長保育（11 時間を超えて保育する場合） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>3 年 度</th><th>増 減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 時 間 延 長</td><td>公 立</td><td>78 か所</td><td>4 か所減</td></tr> <tr> <td>民 間</td><td>359 か所</td><td>22 か所増</td></tr> <tr> <td>2 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>16 か所</td><td>1 か所増</td></tr> <tr> <td>4 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>4 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>6 時 間 延 長</td><td>民 間</td><td>2 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>夜 間 保 育 延 長 (翌午前1時までの延長保育)</td><td>民 間</td><td>3 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>夜 間 保 育 延 長 (翌午前2時までの延長保育)</td><td>民 間</td><td>1 か所</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>463 か所</td><td>19 か所増</td></tr> </tbody> </table> ※上記のほか、保育短時間認定児の延長保育について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所で実施   			区 分		3 年 度	増 減	1 時 間 延 長	公 立	78 か所	4 か所減	民 間	359 か所	22 か所増	2 時 間 延 長	民 間	16 か所	1 か所増	4 時 間 延 長	民 間	4 か所	—	6 時 間 延 長	民 間	2 か所	—	夜 間 保 育 延 長 (翌午前1時までの延長保育)	民 間	3 か所	—	夜 間 保 育 延 長 (翌午前2時までの延長保育)	民 間	1 か所	—	合 計		463 か所	19 か所増
区 分		3 年 度	増 減																																			
1 時 間 延 長	公 立	78 か所	4 か所減																																			
	民 間	359 か所	22 か所増																																			
2 時 間 延 長	民 間	16 か所	1 か所増																																			
4 時 間 延 長	民 間	4 か所	—																																			
6 時 間 延 長	民 間	2 か所	—																																			
夜 間 保 育 延 長 (翌午前1時までの延長保育)	民 間	3 か所	—																																			
夜 間 保 育 延 長 (翌午前2時までの延長保育)	民 間	1 か所	—																																			
合 計		463 か所	19 か所増																																			
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 （内線 2523） 保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 （内線 3095）																																					

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 産休・育休あけ保育所等入所予約事業	草案頁	25頁												
予 定 額	1 2 3, 3 6 5 千円														
事業の概要	1 趣 旨 産休・育休あけ時に保育所及び認定こども園を利用できるよう、産休・育休開始時に利用する施設を指定して予約を行う保育所等入所予約事業について、実施か所数を拡充し、子育て家庭に対する就労支援の充実を図る。 2 実施か所数 <table><tr><th>区 分</th><th>3 年 度</th><th>増 減</th></tr><tr><td>公 立 保 育 所</td><td>7 か 所</td><td>—</td></tr><tr><td>民間保育所等</td><td>104 か所</td><td>1 か所増</td></tr><tr><td>計</td><td>111 か所</td><td>1 か所増</td></tr></table> 3 予約方法 出産予定日の8週間前の日以降に利用予定日及び利用予定施設を特定して区役所に予約の申込みを行う。   			区 分	3 年 度	増 減	公 立 保 育 所	7 か 所	—	民間保育所等	104 か所	1 か所増	計	111 か所	1 か所増
区 分	3 年 度	増 減													
公 立 保 育 所	7 か 所	—													
民間保育所等	104 か所	1 か所増													
計	111 か所	1 か所増													
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2－2 5 2 3 (内線 2523) 保育部保育運営課 電話 9 7 2－3 0 9 5 (内線 3095)														

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 里親等委託の推進	草案頁	25頁
予 定 額	65,201千円		
事業の概要	1 趣 旨 里親支援体制の強化を図るため、里親養育包括支援機関モデル事業を実施するほか、ファミリーホーム開設に係る改修費の補助等を行う。 2 内 容 (1) ファミリーホーム開設にかかる補助（新規） ア 事業内容 ファミリーホームの設置を促進し、家庭養育の推進をはかるため、開設に必要な改修整備、設備整備等にかかる経費を補助 (1 か所あたり800万円を上限) イ 開設見込数 2 か所 (2) 里親養育包括支援機関モデル事業の実施（新規） ア 事業内容 里親養育包括支援機関を試行的に設置し、児童相談所と連携しながら、里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問指導等に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施 イ 設置か所 1 か所 ウ 実施予定時期 令和3年10月		

	(3) 里親支援専門相談員の配置 ア 事業内容 児童養護施設等と連携した里親養育への支援体制の強化をはかるため、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置 イ 配置施設 4 か所（民間乳児院 3 か所、民間児童養護施設 1 か所） → 9 か所（民間乳児院 3 か所、民間児童養護施設 6 か所） ウ 実施予定時期 令和 3 年10月 (4) 先輩里親による相談支援 先輩里親による相談支援として以下の業務を実施 ア 里親宅等への戸別訪問 イ オンラインによる個別相談 ウ 里親や里子同士の交流や情報交換などを行う里親サロンの開催 (5) 里親研修受講にかかる補助 里親の資質の向上をはかるとともに、被虐待児等の受入を促進するため、里親が研修に参加する際にかかる交通費等を補助   
担 当 課	【内容（1）、（5）に関すること】 子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 （内線2516） 【内容（2）～（4）に関すること】 児童福祉センター中央児童相談所 電話 7 5 7 - 6 1 1 1 （代）

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 公立保育所の統合	草案頁	26頁
予 定 額	1 4 1 , 3 0 0 千円		
事業の概要	1 趣 旨 令和4年4月に統合予定の北区の上飯田東保育園及び上飯田南保育園、守山区の本地第一保育園及び本地第二保育園について、円滑な統合に必要な改修工事等を実施する。		
	2 内 容		
	(1) 上飯田東保育園と上飯田南保育園の統合 1 3 0 , 7 0 0 千円		
	区 分	内 容	
	場 所	北区上飯田南町（上飯田南保育園）	
	定 員	140人程度	
	実施内容	上飯田南保育園現園舎の改修、仮設園舎の整備 等	
	(2) 本地第一保育園と本地第二保育園の統合 1 0 , 6 0 0 千円		
	区 分	内 容	
	場 所	守山区本地が丘（本地第一保育園）	
定 員	100人程度		
実施内容	本地第一保育園改修設計		
			
担 当 課	保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 1 8 8 （内線3188）		

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 不妊治療費助成事業		草案頁	30頁																																											
予 定 額	1, 4 1 9, 9 8 8 千円																																														
事業の概要	1 趣 旨 国の令和2年度第3次補正予算において、特定不妊治療費助成制度が大幅に拡充されることとなったため、本市においても国の方針に基づき拡充する。																																														
	2 拡充内容 (1) 特定不妊治療費助成事業																																														
	<table><tr><td colspan="2">内 容</td><td colspan="2">現 行</td><td>拡 充 後</td></tr><tr><td colspan="2">所 得 制 限</td><td colspan="2">夫婦合算で730万円未満</td><td>撤廃</td></tr><tr><td rowspan="7">助成額 (一回当たり)</td><td>治 療 区 分</td><td>初回</td><td>2回目以降</td><td rowspan="7">30万円 ※C Fは10万円</td></tr><tr><td>A新鮮胚移植</td><td>30万円</td><td>20万円</td></tr><tr><td>B凍結胚移植</td><td>30万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>C解凍した胚を移植</td><td colspan="2">7万5千円</td></tr><tr><td>D E 治療終了</td><td>30万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>F 治療中止</td><td colspan="2">7万5千円</td></tr><tr><td>男性不妊</td><td>30万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td colspan="2">助 成 回 数</td><td colspan="2">通算6回 (40歳以上43歳未満は3回)</td><td>1子ごとに6回 (40歳以上43歳未満は3回)</td></tr><tr><td colspan="2">婚姻について</td><td colspan="2">戸籍上の夫婦</td><td>事実婚も対象</td></tr></table>				内 容		現 行		拡 充 後	所 得 制 限		夫婦合算で730万円未満		撤廃	助成額 (一回当たり)	治 療 区 分	初回	2回目以降	30万円 ※C Fは10万円	A新鮮胚移植	30万円	20万円	B凍結胚移植	30万円	25万円	C解凍した胚を移植	7万5千円		D E 治療終了	30万円	15万円	F 治療中止	7万5千円		男性不妊	30万円	15万円	助 成 回 数		通算6回 (40歳以上43歳未満は3回)		1子ごとに6回 (40歳以上43歳未満は3回)	婚姻について		戸籍上の夫婦		事実婚も対象
	内 容		現 行		拡 充 後																																										
	所 得 制 限		夫婦合算で730万円未満		撤廃																																										
	助成額 (一回当たり)	治 療 区 分	初回	2回目以降	30万円 ※C Fは10万円																																										
		A新鮮胚移植	30万円	20万円																																											
		B凍結胚移植	30万円	25万円																																											
		C解凍した胚を移植	7万5千円																																												
		D E 治療終了	30万円	15万円																																											
		F 治療中止	7万5千円																																												
		男性不妊	30万円	15万円																																											
	助 成 回 数		通算6回 (40歳以上43歳未満は3回)		1子ごとに6回 (40歳以上43歳未満は3回)																																										
婚姻について		戸籍上の夫婦		事実婚も対象																																											
(2) 一般不妊治療費助成事業 特定不妊治療費助成制度の拡充内容をふまえ拡充する。																																															
<table><tr><td colspan="2">内 容</td><td colspan="2">現 行</td><td>拡 充 後</td></tr><tr><td colspan="2">所 得 制 限</td><td colspan="2">夫婦合算で730万円未満</td><td>撤廃</td></tr><tr><td colspan="2">婚姻について</td><td colspan="2">戸籍上の夫婦</td><td>事実婚も対象</td></tr></table>				内 容		現 行		拡 充 後	所 得 制 限		夫婦合算で730万円未満		撤廃	婚姻について		戸籍上の夫婦		事実婚も対象																													
内 容		現 行		拡 充 後																																											
所 得 制 限		夫婦合算で730万円未満		撤廃																																											
婚姻について		戸籍上の夫婦		事実婚も対象																																											
3 対象者 令和3年1月1日以降に治療が終了した方 (参考) 令和2年度については2月補正予算により実施																																															
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 すべての人に 健康と福祉を																																															
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601)																																														

令和3年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充)配偶者からの暴力（DV）被害者等の支援	草案頁	51頁
予 定 額	155,033千円		
事業の概要	1 趣 旨 DV被害者が確実に支援を受けられるよう、相談につながりやすくする取組としてSNSを活用した相談を実施する。 また、民間シェルター運営団体への補助を拡充することで、DV被害者支援のより一層の充実を図る。 2 内 容 (1) DV被害者SNS相談の実施 ア 実施回数等 週2回、1日5時間（休日、夜間帯を含む） イ 実施体制 1回あたり相談員2名配置 ウ 実施方法 国、市町村等からSNS相談事業の受託実績がある民間支援団体へ委託 エ 実施予定時期 令和3年5月 (2) 民間一時保護施設補助金 民間一時保護施設（民間シェルター）運営団体（2団体）が実施する取組に対して補助メニューを追加 追加する補助メニュー：臨床心理士等による心理的ケア、看護師等による健康面サポート、シェルター利用前出張相談等   		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2519（内線2519）		